

介護保険給付に関するQ&A

◆共通

問1 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について。

○居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限るに関する事項。)

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所(退院)日又は短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所(退院)日に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、入所(入院)当日であっても当該入所(入院)前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所(入院)前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、施設入所(入院)者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できない。

○居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表。

・入所等の日数の数え方について

(答)

① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。

② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③において「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しない。

③ なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」という。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。

④ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

根拠

- 老企第36号第二-1-(3)
- 老企第40号第二-1-(2)

介護保険給付に関するQ&A

◆共通

問2 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について。

(答) 厚生労働省事務連絡(平成30年3月30日)「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のI-介護報酬改定関係資料、資料9-月額包括報酬の日割り請求にかかる適用についてをWAMNET等で参照してください。

根拠	○厚生労働省事務連絡(平成30年3月30日)「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」I-資料9
----	--

問3 医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について。

(答) 厚生労働省保医発0330第2号(平成30年3月30日)「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正についてを参照してください。

根拠	○厚生労働省保医発0330第2号(平成30年3月30日)「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について
----	---

問4 年度の途中で介護職員処遇改善加算を取得しようとする場合は、いつまでに提出するのか。

(答) 介護職員処遇改善加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に届出る。地域密着型事業所は市へ届出る。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.437-差替版-「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」・P9 ※加算算定対象サービス、加算非算定対象サービスについては上記資料のP13を参照
----	---

介護保険給付に関するQ&A

◆居宅介護支援

問1 通所サービス提供時間内のサービス担当者会議の開催は可能か。

(答) 通所サービス事業所での通所介護サービス提供時間内の開催はできない(その時点でサービス提供を中止したという扱いになる)。通所介護サービス提供前後の開催であれば問題ない。

根拠	○H18年3月厚生労働省告示第127号
----	---------------------

問2 介護支援専門員が居宅サービス計画の作成後、モニタリングのために事前に日程調整し訪問を予定していたが、利用者が予測不可能(突発的)な入院のため、モニタリングできなかった場合、特段の事情と考えてよいか。

(答) 利用者の事情によりモニタリングができなかったと考えられるため、「特段の事情」に該当する。なお、介護支援専門員に起因する事情は「特段の事情」に該当しない。

根拠	○介護最新情報 Vol.155「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について
----	---

問3 高齢者ほっと支援センターが委託している居宅介護支援事業所について変更があった場合は、初回加算を算定できるか。

(答) 委託先の居宅介護支援事業所が変更になっても、当該介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけではないので算定できない。

根拠	○H18.3.27介護制度改革information vol.80 平成18年4月 改定関係Q&A(vol.2)
----	--

問4 要支援から要介護に要介護度が変更になった場合、初回加算は算定できるか。

算定できる。初回加算は、具体的には以下のような場合に算定される。

(答) ①新規に居宅サービス計画を作成する場合
②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

根拠	○老企第36号第三-9
----	-------------

介護保険給付に関するQ&A

◆居宅介護支援

問5 「医師等からの要請により～」とあるが、医師等から要請がない場合（介護支援専門員が自発的に情報を取りに行った場合）は、退院・退所加算は算定できないのか。

(答) 介護支援専門員が、あらかじめ医療機関等の職員と面談に係る日時等の調整を行った上で、情報を得た場合も算定可能である。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.273平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)について 問19
----	---

問6 初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。

(答) 契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても、同様の扱いとする。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.69平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)について 問62
----	---

問7 個別サービス計画は居宅介護支援事業所で保管する居宅サービス計画の保存期間と同じ2年間とするのか。

(答) 個別サービス計画については、運営基準第29条における記録の整備の対象ではないが、居宅サービス計画の変更に当たっては、個別サービス計画の内容なども検証した上で見直しを行うべきであることから、その取扱いについて適切に判断されたい。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問187
----	---

問8 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等の居宅介護支援費について。

(答) 死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第14条第1項に規定する文書(給付管理票)を市町村(審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会)に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

根拠	○老企第36号第三-1
----	-------------

介護保険給付に関するQ&A

◆居宅介護支援

問9 月の途中で、事業者の変更がある場合の居宅介護支援費について。

(答) 利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする(ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。)

根拠	○老企第36号第三-2
----	-------------

問10 月の途中で要介護度に変更があった場合の居宅介護支援費について。

(答) 要介護1又は要介護2と、要介護3から要介護5までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。

根拠	○老企第36号第三-3
----	-------------

問11 月の途中で、他の市町村に転出する場合の居宅介護支援費について。

(答) 利用者が月の途中で他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

根拠	○老企第36号第三-4
----	-------------

問12 サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合の居宅介護支援費について。

(答) サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。

根拠	○老企第36号第三-5
----	-------------

介護保険給付に関するQ&A

◆訪問介護

問1 サービス提供責任者の任用要件として「3年以上介護等の業務に従事した者」とあるが、看護師及び准看護師がサービス提供責任者となる場合、その取り扱いはどうなるのか。

(答) 看護師等の資格を有する者については、介護職員初任者研修課程の一級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、3年以上の実務経験は要件としない。

根拠	○老企第25号 第3-1-1(2)⑤
----	--------------------

◆訪問看護

問2 留意事項通知において、「計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこと。」とされたが、看護職員による訪問についてどのように考えればか。

(答) 訪問看護サービスの「利用開始時」については、利用者の心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護事業所の看護職員が行うことを原則とする。また、「定期的な看護職員による訪問」については、訪問看護指示書の有効期間が6月以内であることを踏まえ、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとする。なお、当該事業所の看護職員による訪問については、必ずしもケアプランに位置づけ訪問看護費の算定までを求めるものではないが、訪問看護費を算定しない場合には、訪問日、訪問内容等を記録すること。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.629平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問21
----	--

介護保険給付に関するQ&A

◆通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護共通

問1 デイサービス等への送り出しなどの送迎時における居宅内介助等について、通所介護事業所等が対応できない場合は、訪問介護の利用は可能なのか。居宅内介助等が可能な通所介護事業所等を探す必要があるのか。

1 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度ができず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けて実施するものである。
(答) 2 現在、訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等に対応することを求めているものではない。
例えば、食事介助に引き続き送迎への送り出しを行うなど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問52
----	---

問2 送迎時における居宅内介助等については、複数送迎する場合は、車内に利用者を待たせることになるので、個別に送迎する場合のみが認められるのか。

(答) 個別に送迎する場合のみに限定するものではないが、居宅内介助に要する時間をサービスの提供時間に含めることを認めるものであることから、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められない。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問54
----	---

◆通所介護

問3 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方如何。

(答) 宿泊サービスの利用の有無にかかわらず、送迎をしていなければ減算となる。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問60
----	---

介護保険給付に関するQ&A

◆通所介護

問4 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないことになるが、送迎減算(47単位×2)と同一建物減算(94単位)のどちらが適用されるのか。

(答) 同一建物減算(94単位)については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事案は送迎減算(47単位×2)が適用される。なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算(47単位)が適用される。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.471平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2) (平成27年4月30日)問5
----	---

問5 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。

(答) 中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問26
----	---

問6 認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されていれば、複数単位におけるサービス提供を行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。

(答) サービスの提供時間を通じて1名以上配置されていれば、加算の算定対象となる。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問29
----	---

介護保険給付に関するQ&A

◆通所介護

問7 認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。

- 1 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。
- 2 医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。
- (答) 3 これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。
- (注) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第二1(7)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について」の記載を確認すること。

根拠

○介護保険最新情報 Vol.454平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)
(平成27年4月1日)問32

問8 主治医意見書ではⅡb、認定調査結果ではⅢaについて、認知症加算を算定できるか。

- (答) 主治医意見書による可否の判断となる。また、主治医意見書に記載がない場合は、認定調査票がもとになる。このことから、本件の場合には、算定不可となる。

根拠

○「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」及びH21.4報酬改定Q&A問67から主治医意見書が妥当

問9

個別機能訓練計画の作成及び居宅での生活状況の確認について、「その他の職種の者」は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員又は生活相談員以外に、どんな職種を想定しているのか。また、個別機能訓練計画作成者と居宅の訪問者は同一人物でなくてもよいのか。さらに、居宅を訪問する者が毎回変わってしまってもよいのか。

- (答) 個別機能訓練計画については、多職種共同で作成する必要がある。このため、個別機能訓練計画作成に関わる職員であれば、職種に関わらず計画作成や居宅訪問を行うことができるため、機能訓練指導員以外がこれらを行っても差し支えない。なお、3月に1回以上、居宅を訪問し、生活状況を確認する者は、毎回必ずしも同一人物で行う必要はない。

根拠

○介護保険最新情報 Vol.454平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)
(平成27年4月1日)問46

介護保険給付に関するQ&A

◆通所リハビリテーション

問10	全ての新規利用者について利用者の居宅を訪問していないとリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)は算定できないのか。
-----	---

(答) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)は利用者ごとに算定する加算であるため、通所開始日から起算して1月以内に居宅を訪問した利用者について算定可能である。

※平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)問78を一部修正した。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.471平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2) (平成27年4月30日)問22
----	--

介護保険給付に関するQ&A

◆短期入所生活介護

問1 同一の短期入所生活介護事業所を30日利用し、1日だけ自宅や自費で過ごし、再度同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は減算の対象から外れるのか。

(答) 短期入所生活介護の利用に伴う報酬請求が連続している場合は、連続して入所しているものと扱われるため、1日だけ自宅や自費で過ごした場合には、報酬請求が30日を超えた日以降、減算の対象となる。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問76
----	---

問2 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所した場合は減算の対象となるが、特別養護老人ホームと併設の短期入所生活介護事業所から特別養護老人ホームの空床利用である短期入所生活介護事業所へ変わる場合は減算対象となるか。

(答) 実質的に一体として運営していると考えられるので、同一事業所の利用とみなし、減算の対象とする。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問79
----	---

問3 短期入所生活介護の利用者には、施設の配置医師が医療的な処置を行うものと考えますが、医療連携強化加算においては、利用者の主治医や協力医療機関に優先的に連絡を取ることが求められているのか。

(答) 必要な医療の提供については利用者ごとに適切に判断され、実施されるべきものである。なお、当該加算は、急変のリスクの高い利用者に対して緊急時に必要な医療がより確実に提供される体制を評価するものであることから、急変等の場合には当然に配置医師が第一に対応するとともに、必要に応じて主治の医師や協力医療機関との連携を図るべきものである。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.471平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2) (平成27年4月30日)問68
----	--

問4 静養室において緊急に短期入所生活介護の提供を行った場合、従来型個室と多床室のどちらで報酬を算定するのか。

(答) 多床室の報酬を算定し、多床室の居住費(平成27年8月以降)を負担していただくこととなる。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問74
----	---

介護保険給付に関するQ&A

◆介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護共通

問1 言語聴覚士又は看護職員による支援とは何か。

(答) 入所者等の誤嚥を防止しつつ、経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂取方法等における特別な配慮のことをいう。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問121
----	--

◆介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

問2 夜勤職員配置加算を算定していれば、宿直員を配置しなくてもよいか。

(答) 夜勤職員配置加算の算定の有無にかかわらず、現に夜勤職員が加配されている時間帯については、宿直員の配置が不要となるものである。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問137
----	--

問3 「夜間における防火管理の担当者」は、消防法に基づく防火管理者資格などの資格を保有している必要があるか。また、どのような役割が期待されるのか。

(答) 防火管理者の資格を特段求めるものではない。なお、緊急時等に「防火管理の担当者」に求められる役割は、宿直員と同様である。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問138
----	--

問4 看取りに関する指針は、入所の際に入所者又は家族に説明し、同意を得ることとされているが、入所後に入所者の心身の状況が変化し看取り介護の必要性が認められる場合に、その時に説明し、同意を得たとして算定はできないのか。

(答) 少なくとも説明及び同意の有無を確認することは、原則入所時に行う必要がある。ただし、同意の有無を確認することについては、入所者の意思に関わるものであることから、遅くとも看取り介護の開始前に行う必要がある。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問143
----	--

介護保険給付に関するQ&A

◆特定施設入居者生活介護

問1

運営基準等に係るQ&Aについて(平成13年3月28日事務連絡)において、特定施設入居者生活介護の利用者について、保険給付対象外の介護サービス費用として受領できるものの例示として、「健康管理費(定期健康診断費用は除く。)」とされているが、定期健康診断費用は特定施設入居者生活介護に含まれているという趣旨か。

健康管理費から定期健康診断費用を除いていることの趣旨は、健康診断が、特定施設入居者生活介護として提供されるサービス(①入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話、②機能訓練、③療養上の世話)として実施されるものではなく、外部の医療機関等によって実施されるものであるため、その費用は当該医療機関等に対して支払われるべきものであることによる。

(答) なお、当該事務連絡における「健康管理費」の説明は、趣旨を明確化するため、以下のとおり修正する。

修正前	修正後
健康管理費(定期健康診断費は除く。)	健康管理費(外部の医療機関により行われる検査・健康診断等は除く。)

根拠

○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)
(平成27年4月1日)問107

問2

特定施設入所者生活介護において介護保険利用料の他に別途費用を受領できるものは具体的にはどのようなものがあるか。

「特定施設入所者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「老企第52号通知」という)において、保険給付対象外の介護サービス費用として受領できるのは、人員配置が手厚い場合のサービス利用料及び個別的な選択による介護サービス利用料に限ることとしたところであるが、そもそも介護サービス以外の費用については料金を受領することは可能である。

(答) 例えば、家賃相当費、日用品費、教養娯楽費、行事関係費(機能訓練又は健康管理の一環として行われるものは除く、健康管理費(外部の医療機関により行われる検査・健康診断等は除く。)、私物の洗濯代等については、これらに要する費用を別途の料金として受領できるものである。

根拠

○運営基準等に係るQ&A(平成13年3月28日)IVの7

介護保険給付に関するQ&A

◆地域密着型サービス共通

問1 地域密着型サービスでは、事業所を開設している市町村外の方は基本的に利用できなくなるが、希望があった場合どのように対応すべきか。

(答) 事業所を開設している市町村外の者が利用を希望した場合については、当該事業所より、利用を希望する者が居住する市町村に対し、新たに指定申請を行うこととなる。申請を受けた市町村は、事業所が存する市町村と協議を行い、自治体間で、当該事業所の指定について同意をするか否かの判断を行うこととなる。

根拠

○介護制度改革information vol.102事務連絡 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ&A(平成18年5月2日)問2

問2 一つの地域密着型サービス事業所に対し、複数の市(区)町村が指定している場合、その指定の有効期間満了日は、各々の市(区)町村ごとに異なり、指定の更新手続きについても、各市(区)町村ごとに行わなければならないか。

(答) ご指摘のとおりである。

根拠

○介護保険最新情報 vol.20指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定の有効期間及びその更新等に係る周知並びに同上及び地域密着型(介護予防)サービスの実施に関するQ&A(平成19年10月9日)問2

介護保険給付に関するQ&A

◆地域密着型サービス共通

<事業の人員、設備及び運営の基準に関する国基準と東大和市の条例の違い>

(1) 文書保存年限

基準では「2年」ですが、条例では「5年」としています。

※文書は電子媒体による保管も可能です。

※宿泊サービスにおいても、「東大和市における指定地域密着型通所介護事業所等設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、文書保存年限を「5年」としています。

※市外事業所利用の東大和市被保険者については、所在市町村の文書保存年限ではなく、東大和市の条例及び宿泊サービス基準に基づき、「5年」保存となります。

(2) 非常災害訓練

地域住民参加を努力義務とし、訓練実施後の東大和市への報告義務化することを求めています。

※消防法において実施後に作成することとなっている自衛消防訓練実施結果記録書の写しを東大和市に提出していただきます。

(新たに書類を作成するものではありません)

根拠

○東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

<暴力団排除>

東大和市暴力団排除条例第4条「市は、市民等の協力を得るとともに、警察及び暴追都民センター等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。」に基づき、地域密着型サービス事業者(介護・予防)の資格として暴力団排除の規程を追加しています。

根拠

○東大和市暴力団排除条例

◆認知症対応型共同生活介護

問3

小規模多機能型居宅介護における夜間の宿直勤務にあたる職員は、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものとされているが、認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制支援加算の算定要件である宿直勤務の職員も同様の取扱いと考えてよいか。

事業所内での宿直が必要となる。

(答) なお、認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算での宿直職員は、事業所内の利用者の安全確保を更に強化するために配置されているものである一方で、小規模多機能型居宅介護における夜間の宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するための配置であることから、その配置の考え方は異なるものである。

根拠

○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)
(平成27年4月1日)問173

介護保険給付に関するQ&A

◆補足

○ 老企25号

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(11.9.17老企第25号)【27.3.27老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号:別紙5】

○ 老企36号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(12.3.1老企第36号)【27.3.27老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号:別紙1/27.5.22老高発0522第1号・老振発0522第1号・老老発0522第1号】

○ 老企40号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(12.3.8老企40号)【27.3.27老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号:別紙2/27.4.28老老発0428第1号/27.5.22老高発0522第1号・老振発0522第1号・老老発0522第1号】